

時期に設定すること必要である。工事後には植生の回復などにより影響が緩和される場合もあり、逆に時間とともに影響が拡大する場合もあると考えられる。このため、工事及び施設の存在・供用の影響を予測する時期については一時点だけを予測するのではなく、可能な限り時間的な影響の変化がとらえられるように予測の時期を設定する。また、季節による影響の程度の変化についても考慮する必要がある。

14-5 評価

1 評価の基本的な手法

(1) 影響の回避・低減に係る評価

環境保全措置について、対象事業の実施に伴う生態系の影響が環境な限り回避・低減され又は代償されていること及びその程度について評価する。

評価に当たっては、生態学などの知見を生かし、種の多様性、安定性等の観点から考慮するものとする。

(2) 国又は地方公共団体が実施する環境保全施策との整合性

予測結果が、国又は県若しくは関係する市町村が実施する環境の保全の観点からの政策による基準や目標と整合が図られているかどうかについて評価する。国又は県若しくは関係する市町村が実施する環境の保全施策に基づく基準等には、次に示すようなものがあり、これと対比して評価する。

○絶滅のおそれのある野生動植物の種の保全に関する法律（平成4年法律第75号）に基づく野生動物の種

○文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づく天然記念物の指定等

○猛禽類保護の進め方（平成8年、環境庁自然保護局野生生物課）

14-6 環境保全措置

1 環境保全措置の検討

環境保全措置に関しては、事業者により実行可能な範囲内で対象事業の実施に伴う生態系への影響を可能な限り回避・低減するための措置を検討し、どうしても回避・低減が困難な場合は、対象事業の実施により損なわれる環境の価値を代償するための措置を検討する。

環境保全措置は、対象事業の計画策定の過程又は環境影響評価の結果を基に、生態系への影響を回避・低減又は代償するための措置として検討する。

また、環境保全措置の検討に当たっては、地域の自然的・社会的特性を十分に踏まえて、何を保護し、どのような影響をどこまで軽減するための保全対策であるかを明確にする。

環境保全措置は、以下のような考え方を参考に検討するものとする。具体的な環境保全措置の例は、「動物」及び「植物」の項に示したとおりである。

○重要な生育・生息環境を保全する。

○当該地域内の多様な自然環境を有している地域を保全する。

○注目種及び指標とした種等の生息環境や行動圏、餌生物などに着目し、これらの保全を図る。

2 検討結果の検証

環境保全措置の内容を次の観点から検討を行い、事業者により実行可能な範囲内で対象事業の実施に伴う生態系への影響が可能な限り回避・低減又は代償されているかを検証する。

(1) 環境保全措置についての複数案の比較検討

(2) 実行可能なより良い技術が取り入れられているかの検討

複数案の比較に当たっては、実行可能性と技術的信頼性等に係る適切な比較項目を設定し、必要に応じてマトリックス評価表等を作成することによって、優劣又は順位付けができるように工夫する。

- 環境保全措置の実施に当たり、法令等の基準に照らして問題がないこと。
- 環境保全措置の内容が、他の類似事例に照らして妥当であること。
- 用地の確保等物理的にみて事業者が実施可能であること。
- 環境保全措置の実施に伴う安全性が確保でき、また、他の環境要素への影響についても問題がないこと。
- 採用しようとする環境保全措置は科学的な根拠に基づく実行可能な技術であり、その効果を科学的知見をもって定量的又は定性的に把握出来ること。

14-7 事後調査

1 事後調査の項目

事後調査の項目は、環境影響評価の項目を基本とする。ただし、環境影響評価の結果、環境影響がないか又は環境影響の程度が極めて小さいことが明らかである場合は、当該項目を削除するものとする。

2 事後調査の手法

事後調査の手法は、現況の調査手法に準じ、環境に配慮した調査手法とする。

3 事後調査の期間等

事後調査は、予測対象時期と同様な時期に行い、予測及び評価の結果と事後調査結果の比較検討ができる期間とする。

工事の実施においては、工事による影響が最大となる時期、改変された環境がある程度回復したと考えられる時期に、一定期間の調査を実施する必要がある。

土地又は工作物の存在及び供用においては「植物への影響を把握するためには、世代の継承が確実に行われていること（例えば3世代程度）を確認するための調査をすることが望ましい。また、供用後の予測対象時期が、工事完了後相当程度年数を経た時期に設定されている場合には、工事完了後から予測対象時期までの間に陸生植物の生育状況の経過を把握できるように、定期的な調査時期を適宜設定する。

4 事後調査結果の検討

事後調査の結果は、予測及び評価の結果と比較検討する。これらの結果が著しく異なる場合は、その原因を検討、究明する。

また、事後調査結果を検討した結果、陸生植物への影響が大きいと判断された場合は、新たな環境保全措置の検討を行う。